

意見書案第4号

意見書案について

別紙、「糶屋ダム付近の国有地の取り扱いに慎重な対応を求める意見書（案）」を議決されたく会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年12月22日提出

加西市議会議長 土本 昌幸 様

提出者	加西市議会議員	深田 真史
賛成者	〃	黒田 秀一
賛成者	〃	丸岡 弘満

糶屋ダム付近の国有地の取り扱いに慎重な対応を求める意見書（案）

昭和42年の加西市発足にあたり、水問題を解消し、農業振興を図るための糶屋ダム（翠明湖）の建設は悲願であった。同年、農業用水の安定的な確保を目的とする「国営加古川西部農業水利事業」が着手され、ダム建設による水没地区の住民の理解と協力により、24年の歳月と397億円の巨費を投じ、平成3年に糶屋ダムが完成した。ダムからの水の供給により、受益者の大半を占める本市では、かんがい排水事業と圃場整備事業が相まって、生産性の高い農業の基盤が確立されることになった。また、大幅に増加した事業費の償還に対し、農家負担を軽減するため、本市も約82億円もの財政支援をしてきた。糶屋ダムは、加西市の農業の生命線であり、継承すべき貴重な財産である。

人口減少・少子高齢社会においても、本市では広大な優良農地を保全し、農業生産力を確保していくため、集落営農の経営を強化しつつ、担い手の育成やICTの導入による作業の効率化、6次産業化などの次代を見据えた取り組みを進めている。また、市内には兵庫県立農業大学校や県立播磨農業高校、神戸大学食資源教育研究センターなど農業に関わる教育研究機関が立地しており、「農業都市」として裾野の広い持続可能な農業の可能性を秘めている。

ところが、平成31年1月、西脇多可行政事務組合（構成市町：西脇市、多可町）による糶屋ダム付近の一部の国有地を含む、新ごみ焼却施設の建設計画が急浮上した。当該計画は、用水を受益する加古川西部土地改良区だけでなく、本市にとっても重要な関心事である。しかし、計画を進めようとする当該組合から本市議会に対して、一切の説明がないままであり、市内農業の将来に不安を生じさせるものとなっている。

このような中、国においてダム付近の国有地の一部を売却、貸付などの処分を行った場合、新ごみ焼却施設の稼働による農業用水への影響や農作物への風評被害について、市内農業者及び市民の懸念を増幅させることにつながりかねない。

よって、国においては、糶屋ダム付近の国有地の取り扱いについて慎重な対応をしていただくよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

兵庫県加西市議会